日本における社会的企業の展開と課題
-高齢者福祉を例に-

メタデータ	言語: Japanese
	出版者:
	公開日: 2018-07-31
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 久保, ゆりえ
	メールアドレス:
	所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/19533

２０１７年１２月７日

「博士学位請求論文」審査報告書

審査委員　（主査）　商学部　専任教授

氏名　　柳沢敏勝　㊞

（副査）　商学部　専任教授

氏名　　平井陽一　㊞

（副査）　商学部　専任教授

氏名　　風間信隆　㊞

１　論文提出者　　氏名　　久保　ゆりえ

２　論文題名

（邦文題）　日本における社会的企業の展開と課題　－高齢者福祉を例に－

（欧文訳）　Challenges in the Development Process of Japanese Social Enterprises : The Case of Elderly Care Service Delivery

３　論文の構成

序章　社会的企業研究の課題

１．問題設定

２．研究対象

３．構成

第１章　社会的企業とは何か　－欧州の経験－

１．社会的企業を見る視点

２．欧州における新たな取り組み

３．政策化の経験　－イギリスの例－

４．ケース：イギリス北東イングランドにおける社会的企業家活動

５．小括：欧州発の社会的企業概念の特徴

第２章　社会的企業家活動理論の批判的検討

１．従来の研究とその限界

２．リーダーシップ研究からの示唆

３．成長期の社会的企業が抱える課題

４．小括：成長期の社会的企業におけるマネジメントの課題

第３章　高齢者福祉領域における社会的企業の発展　－日本の文脈－

１．高齢者福祉政策と自発的相互扶助組織の誕生

２．社会的企業の出現：協同組合を中心に

３．協同組合の現代的展開としての社会的企業

４．日本の社会的企業が抱える課題

５．小括：日本の社会的企業の特徴

第４章　社会的企業家活動の背景にある社会運動　－日本の労働者協同組合運動－

１．日本の労働者協同組合運動

２．日本労働者協同組合連合会

３．展開過程

４．日本労協連のリーダー　－中西五洲という活動家－

５．小括：労働者協同組合運動と社会的企業

第５章　高齢者生活協同組合の展開過程

１．高齢者生活協同組合とは

２．高齢者生活協同組合の理念

３．地域高齢協のケーススタディ

４．高齢協運動の全体像

５．小括：高齢者協同組合に関する研究課題

第６章　高齢者生活協同組合の現状と課題

－現場リーダーが抱える問題を中心に－

１．アンケート調査概要

２．全国の事業所像

３．現場のリーダー像

４．ヒアリング調査

５．小括：現場リーダーが抱える課題と克服のための展望

終章

１．本研究のまとめ

２．結論と本研究の含意

３．今後の研究課題

４　論文の概要

本論文は、高齢者福祉事業を展開する高齢者生活協同組合（以下、高齢者生協と略す。）が特にヨーロッパの議論の中で展開されている社会的企業に相当するという仮説の下で実施された研究の成果である。序章での研究課題の設定を受け、６章にわたる考察を経て、終章でまとめをするという構成となっている。

序章で研究目的が提示され、主として EMES（Emergence des Entreprises Sociales：国際学会でもある社会的企業研究者ネットワーク）で展開される社会的企業論に依拠しつつ、創業から時を経た成長後の社会的企業の実践的課題についての究明が本研究のテーマだとしている。研究対象は、日本において 1980 年代以降、高齢者福祉の領域で活動を展開してきた事業組織である。

序章での研究目的と研究対象との設定に続いて、第１章では社会的企業の定義に関わる先行研究の批判的検討を行うと同時に、日本の事例研究の相対化を図るうえで重要な意味を持つ海外の事例について調査分析を行っている。特に産業が衰退し都市の荒廃が著しいイギリス北東部のサンダーランドで長年にわたり地域活性化の取り組みを進めてきた SES（Sustainable Enterprise Strategies）の実態調査を実施し、そこで得られた知見を本研究の参考としている。

第２章では社会的企業を発展させる一つの要因である社会的企業家活動に関する理論の批判的検討を課題としている。アメリカでの議論と異なり、社会的企業家活動を集団とし

て捉えるヨーロッパでの議論を踏まえつつも、集団として把握する視点を批判的に検討し、無前提での起業目的の共有化という限界を指摘している。またヨーロッパでの議論は、概ね社会的企業の創業時に限定されていて、発展過程についての研究が不足していることを指摘している。これらは従来の研究にはなかった貴重な指摘である。

第３章では高齢者福祉事業を展開する市民立の事業を社会的企業と規定し、その発展過程について検討している。ここでの市民立とは市民の自発的な出資等による事業体設立のことであり、日本では協同組合の形式をとることも多く、その代表として生活協同組合が取り上げられるが、ボルザガ等の定義に基づいて、このタイプの協同組合が社会的企業でもありうる根拠を示したうえで、市民運動の中から相互の自発的な助け合いとして高齢者福祉活動が展開されつつも、政府の政策、とりわけ介護保険制度との緊張関係のなかで高齢者福祉事業が成長してきた過程について分析している。

第４章では、こうした市民立の事業を社会的企業家活動と捉え、その具体的存在を高齢者生活協同組合に求め、高齢者生協が設立されるに至る過程を追跡している。高齢者生協設立のひとつの母体となった社会運動は労働者協同組合であり、日本における労働者協同組合の生成過程の分析を行っている。特に、この社会運動が生まれるに至る過程において重要な役割を果たした一人の実在の人物を取り上げ、具体的な存在としての社会的企業家について考究している。

第５章は、労働者協同組合を母体として生まれた高齢者生協に関する理論研究ならびに実態調査分析である。この章では、高齢者生協に関する先行研究の検討から始まって、高齢者生協の実態についての調査研究へと続く。本章で主として取り上げられるのは三重、福岡、新潟で事業展開する高齢者生協であるが、「全国展開する運動体」という視点から2001 年に立ち上げられた日本高齢者生活協同組合連合会についての分析も加えられている。すなわち、高齢者生協構想、全国運動としての発展過程、事業や運動の多様化、高齢者生協の理念などに焦点を当てた研究である。

第６章では、社会的企業としての事業や活動が展開される現場としての「事業所」の分析を通して高齢者生協の実態について考察することを課題としている。本章では、この課題に応えるために、「事業所リーダー」を対象としたアンケート調査を実施している。調査対象となったのは 173 事業所であり、そのうち 92 事業所からの回答が得られている（回収率 53%）が、この調査によってはじめて高齢者生協の全事業所数が明らかとなった。つまり、過去にはこうした調査すら行われておらず、事業主体の側でも実態が十分に把握さ

れていなかった。アンケート調査の結果明らかとなった興味深い点は、地域住民が関与するマルチステークホルダー型組織となっていること、しかし社会貢献を第一義とする社会的企業の理念が必ずしも浸透していないという課題の存在などである。

以上の考察を経て、終章では、研究のまとめがなされたうえで、今後の研究課題を３点指摘している。理論研究の深化、アンケート等さらなる実態調査の必要、イギリスの社会的企業についての実態調査の深化である。

５　論文の特質

第１の特質は、ボルザガ等 EMES に集う研究者たちの定義に照らして、日本における社会的企業の存在を検討し特定した点である。特定されたのは、高齢者福祉を中心として地域の課題に応えるべく事業展開する高齢者生活協同組合である。社会的企業を規定する法律が存在しない日本では、協同組合や企業組合、あるいは株式会社などさまざまな法人格を取得して事業を展開する組織が存在する。市民の手により設立され社会貢献を第一義として事業展開する社会的企業の特徴から、日本の高齢者生協を社会的企業と規定している。

第２は、社会的企業を動態的に分析している点である。本論文では、持続する社会的企業の実際の担い手について考察しているが、従来の社会的企業家に関わる議論はいわば第一世代についての議論が中心であり、それらがどのように次世代に受け継がれ、長きにわたって持続するのかの議論は比較的手薄であった。この弱点に対して本論文は、現場の管理者たちにアンケートおよびヒアリングによる調査を実施し、彼ら彼女らこそが社会的企業の持続可能性の鍵となっていることを実証している。

第３の特質は、本研究が社会的企業に関する理論研究と実証研究とから構成されている点である。従来、わが国ではアメリカでの議論の摂取に傾く傾向が比較的強かったが、本論文はヨーロッパでの社会的企業に関する議論を取り込むことを主としている。一方での理論研究を前提として、他方で日英での実態調査を実施することによって、総合的に社会的企業に関する考察を深めている。

第４の特質は、社会的企業に関する海外での実態調査の実施という作業量の大きさである。本論文では、主として、イギリス北東部の都市サンダーランドを中心として活動する SES の調査が対象となっているが、この他にも、ロンドンやオックスフォードの社会的企業のヒアリング調査もなされている。これらの実態調査で得られた知見が日本の事例を考察するうえでのひとつの相対評価基準を構成している。

６　論文の評価

第１に、社会的企業の定義、捉え方は、依然多義的であるとはいえ、EMES での議論を通じて提起された定義に準じて、地域貢献に挑戦する高齢者生協を初めて社会的企業と認定した点を高く評価することができる。日本にはいまだ社会的企業を認識するための法的な枠組みが存在していないにもかかわらず、実態的には、農業協同組合や消費生活協同組合などの多くの協同組合の内外に社会的企業と呼びうる事業組織が数多く存在しているのであり、こうした事業組織を学問的に社会的企業と分類することができるならば、とりわけ学会における議論に大いに刺激を与えることができると考えられる。

第２に、文献の渉猟ならびに実態分析のための調査の作業量が大きく、それらが理論研究ならびに実証研究を深めている点を評価することができる。もちろん、終章の中でも指摘されているように、本論文での理論研究や実態調査には残された課題もあるが、それらは今後の研究の深化を待つことにしたい。

第３に、世界に向けた日本研究の発信についての評価である。本論文執筆者の久保氏は日本の社会的企業に関する事実発見を世界に向けて発信し、その一部を本論文に組み込んでいるのであり、この点を高く評価することができる。社会的企業研究者ネットワーク EMES や国際公共経済学会 CIRIEC などでの日本からの研究発表はまだ少なく発信力の強化が求められているが、久保氏はこれらの国際学会に参加し、あるいは研究報告を行うことで、意識的に研究成果を発信しようとしている。

７　論文の判定

本学位請求論文は、商学研究科において必要な研究指導を受けたうえ提出されたものであり、本学学位規程の手続きに従い、審査委員全員による所定の審査及び最終試験に合格したので、博士（商学）の学位を授与するに値するものと判定する。

以　上